

相模原市監査委員公表第29号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、教育局生涯学習部の定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成26年12月3日

相模原市監査委員 八木 智 明

同 坪井 廣 行

同 岸 浪 孝 志

同 中 村 昌 治

1 監査の期日

平成26年12月2日

2 監査の対象及び方法

この監査は、教育局生涯学習部において、平成26年度（平成26年9月末日まで）、ただし、必要に応じて平成25年度以前に執行した次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、抽出により実施した。

(1) 生涯学習課

ア 各事業の委託料の支出に関する事務

イ 各事業の工事請負費の支出に関する事務

ウ 各事業の負担金、補助及び交付金の支出に関する事務

(2) 文化財保護課

ア 各事業の委託料の支出に関する事務

イ 各事業の負担金、補助及び交付金の支出に関する事務

(3) スポーツ課

ア 各事業の委託料の支出に関する事務

イ 各事業の負担金、補助及び交付金の支出に関する事務

(4) 図書館

ア 各事業の委託料の支出に関する事務

イ 各事業の使用料及び賃借料の支出に関する事務

(5) 相模大野図書館

各事業の委託料の支出に関する事務

(6) 橋本図書館

各事業の委託料の支出に関する事務

(7) 博物館

各事業の委託料の支出に関する事務

3 監査の結果

(1) 指摘事項

スポーツ課の各事業の委託料の支出に関する事務を調査したところ、相模原市学校プール開放監視業務委託（津久井地域）において、次のような不適切な事例が見られた。

ア 入札事務において、経費の負担に係る薬剤の数量等が、仕様書と
 予定価格調書の基となる設計書で相違していた。

イ 契約書約款中、条文の文言が一部欠落していた。

ウ 受注者から提出された監視員の勤務報告書について、仕様書で定
 める勤務時間及び人数との相違が散見された。また、同時に提出さ
 れたプール開放監視業務日誌の勤務報告との相違も散見された。

上記の事例の一部は、相模原市学校プール開放監視業務委託（中野
 小学校）においても見られた。

これらのことは、入札契約事務における基本的な点検・確認や検査・
 検収が不十分であることを示しており、中でも入札に当たり作成され
 た仕様書と設計書において、経費の積算に当たっての基となる数量に
 相違が見られたことは、入札の適正性を疑わせるものであり、遺憾と
 言わざるを得ない。

入札契約事務の執行に当たっては、その事務の重要性を再認識し、
 関係書類の記載内容の精査・確認はもとより、事務処理方法及び確認
 体制を見直すなど、再発防止に取り組むとともに、担当職員及び管理
 監督者の意識改革を図り、適正な事務の執行をされたい。

（２）注意事項

ア 図書館の各事業の委託料の支出に関する事務、各事業の使用料及
 び賃借料の支出に関する事務を調査したところ、相模原市立図書館
 窓口業務等委託他２件の契約において、それぞれ契約書約款中、引
 用している条項が誤っている事例、引用している条例が特定できな
 い事例、契約書頭書と約款の内容が不整合となっている事例が見ら
 れた。

契約事務の執行に当たっては、その事務の重要性を再認識し、契
 約書の記載内容を精査・確認する体制を見直すなど、再発防止に取
 り組むよう注意する。

イ 相模大野図書館の各事業の委託料の支出に関する事務を調査した

ところ、相模原市立相模大野図書館業務委託他3件の委託契約において、契約書約款に契約を解除する場合の規定の一部を遺漏している事例や、契約書別紙に不要な文言が記載されている事例など、契約書類に記載誤りが散見された。

契約事務の執行に当たっては、その事務の重要性を再認識し、契約書の記載内容を精査・確認する体制を見直すなど、再発防止に取り組むよう注意する。

ウ 博物館の各事業の委託料の支出に関する事務を調査したところ、プラネタリウム操作業務委託他3件の委託契約において、契約書約款中、引用している条項が誤っている事例などの記載誤りが見られた。

契約事務の執行に当たっては、その事務の重要性を再認識し、契約書の記載内容を精査・確認する体制を見直すなど、再発防止に取り組むよう注意する。

(3) 教育局生涯学習部におけるその他の財務に関する事務の執行は、おおむね良好と認められた。